

議案第 85 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例  
杉並区事務手数料条例（平成 12 年杉並区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 5 の 6 の項中「第 9 項」を「第 13 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。